## 年金記録訂正請求に係る答申について

# 近畿地方年金記録訂正審議会 平成 28 年2月 19 日答申分

### ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1500803 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1500241 号

#### 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 44年4月30日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

昭和44年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和44年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和44年4月30日から同年5月1日まで

C社から同社の子会社であるA社に出向となり、昭和44年5月1日に出向を解かれC社に戻ったが、請求期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

当該出向は、単なる異動・転勤として扱われており、請求期間について、継続してA社に 勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者から提出された人事カード、B社の回答、雇用保険の記録、複数の同僚の回答及び陳述等から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(昭和 44 年 5 月 1 日にA社から C社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係る昭和 44 年 3 月の厚生年金保険の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を昭和 44 年 5 月 1 日として届け出 たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年 4 月 30 日と誤って記録したとは考 え難いことから、同日を資格喪失年月日として、事業主から厚生年金保険被保険者資格喪失届 が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 44 年 4 月に係る厚生年金保険料に ついて納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納 付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事 業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。 厚生局受付番号 : 近畿(受)第 1500548 号 厚生局事案番号 : 近畿(国)第 1500078 号

#### 第1 結論

昭和58年11月から昭和61年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年11月から昭和61年6月まで

国民年金の加入について、私自身で手続を行ったことはないが、先に国民年金に加入していた妻が、私の国民年金保険料についても納付を始める旨、A県B市役所に電話したことがあり、その時期は定かではないが、長女が生まれてから次女が生まれるまでの間であった。

請求期間の国民年金保険料について、遡って納付が可能な2年分の国民年金保険料は、妻が、市役所に電話した後に送付されてきた納付書を用いて、郵便局において毎月のように分割して納付し、それ以降の国民年金保険料についても、妻が、妻自身の分と一緒に婦人会の集金人に納付していた。

請求期間の国民年金保険料を妻が納付したはずであり、当時の妻の日記帳を見ると、毎月のように郵便局に行ったことが記載されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者は、長女が誕生(昭和57年生)した後、次女が誕生(昭和61年生)するまでの間に 国民年金に加入し、遡って納付が可能な2年分の国民年金保険料は、送付されてきた納付書を 用いて、妻が郵便局において分割して納付し、それ以降の国民年金保険料については、妻が婦 人会の集金人に納付していた旨陳述している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和63年7月5日にB市において払い出されており、請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿を見ると、同年6月8日に国民年金被保険者資格の取得処理が行われた旨記載されていることから、請求者に係る国民年金の加入手続は同年6月に行われたものと推認でき、昭和61年6月までに国民年金に加入したとする請求者の陳述と符合しない。

また、前述の推認した加入手続時点(昭和 63 年 6 月)において、請求期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付することができない上、請求者及びその妻の陳述どおりに請求期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、B市における払出番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

さらに、請求者は、その妻の日記帳には、請求期間当時に国民年金保険料を納付するため、 請求者の妻が郵便局に行ったことが記載されているとして、昭和58年10月19日から昭和61 年5月23日までの期間のうち、当該記載が有るページの写しを提出しているが、請求者が陳 述する該当箇所には、郵便局を示す記号のみで、国民年金保険料が納付されたことを示す記載 は無い上、請求者の妻は、「どの日に、国民年金保険料を納付するため郵便局に行ったのか思い出せない。」旨陳述していることから、当該資料をもって、請求者に係る請求期間の国民年金保険料が納付されていたものと認めることはできない。

加えて、請求者の妻は、請求者の国民年金保険料を遡って納付したのは、国民年金に加入した当初の請求期間に係る分のみで、それ以外に遡って納付したことや納付が遅れたことはない旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された後の昭和63年7月18日に、過年度納付書が発行された事跡が残されており、また、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、請求期間直後の昭和61年7月から昭和63年3月までの国民年金保険料が、昭和63年10月26日、平成元年1月19日、同年4月19日及び同年7月5日の4回に分けて過年度納付された記録が有り、このことも請求者の妻の陳述と符合しない。

このほか、請求者の妻が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500815号 厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500079号

#### 第1 結論

昭和 46 年 1 月から昭和 55 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和46年1月から昭和55年12月まで

国民年金の加入手続については、明確に記憶していないが、昭和 55 年 5 月頃、母に勧められてA県B市役所又はC金融機関D支店において行ったと思う。

請求期間の国民年金保険料については、特例納付制度の実施期間が終了する1か月前の昭和55年5月に、C金融機関D支店の預金口座から現金を引き出し、C金融機関D支店又はB市役所において、20歳から10年分の国民年金保険料として47万円余りを納付書で納付したと記憶している。

請求期間当時に使用していたC金融機関D支店の普通預金通帳を見ると、昭和 55 年 5 月 1 日に 50 万円を出金しており、その現金により請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者は、昭和55年5月頃に国民年金の加入手続を行い、同年5月に、金融機関の預金口座から現金を引き出し、請求期間の国民年金保険料として47万円余りの金額を納付したと陳述しているところ、請求者が納付したとする時点は、第3回特例納付制度の実施期間(昭和53年7月から昭和55年6月まで)中である。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和60年10月1日に、B市において本人等からの加入手続によらず職権により国民年金に強制加入させたことによって払い出されていることから判断すると、同番号が払い出されるまで、請求者は国民年金に未加入であり、昭和55年5月頃に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の陳述と符合しない。

また、前述の国民年金手帳記号番号の払出時点(昭和60年10月1日)において、第3回特例納付制度は既に終了していることから、請求期間の国民年金保険料は、当該制度を利用して納付することができず、時効により過年度納付することもできない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払 出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手 帳記号番号払出簿検索システムにより、B市における払出番号の縦覧調査を行ったが、請求者 に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

なお、請求者から提出された請求者名義の普通預金通帳を見ると、昭和 55 年 5 月 1 日に請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するために出金したとする合計 50 万円の出金記録のほかにも、複数の 47 万円以上の出金記録が確認できる上、前述のとおり、請求者が国民年金の加入手続を行ったとする昭和 55 年 5 月頃において、請求者は、国民年金の未加入者であっ

たことから、請求者に対して請求期間の国民年金保険料の納付書が作成されたとは考え難く、 これらの出金記録をもって、請求期間の国民年金保険料が納付されていたものと認めることは できない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 1500784 号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 1500239 号

#### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年3月10日から平成3年8月12日まで

A社に勤務した平成元年3月10日から平成3年8月12日までの期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているが、当該期間に係る厚生年金保険の記録が無い。同社が発行した平成10年1月27日付けの在職証明書と、平成3年3月に撮影した写真を提出するので、請求期間について、年金記録を訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者から提出された平成10年1月27日付けのA社代表取締役の記名及び押印がされている在職証明書及び平成3年3月に撮影したとする写真並びにA社の請求期間当時の取締役の陳述から判断すると、請求者が請求期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索において、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらないところ、前述の取締役は、「A社は、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所にはなっていなかったため、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない。」旨陳述している。

また、A社の請求期間当時の取締役及び監査役が、給与計算事務の担当者は請求期間当時の代表取締役であったと陳述しているところ、当該代表取締役は既に死亡しており、前述の在職証明書を発行した当時の代表取締役は所在不明である上、請求者の請求期間当時の同僚についての記憶は、姓のみであることから、これらの者に請求期間当時の厚生年金保険料控除状況を確認することができない。

さらに、前述の取締役は、「A社では、従業員を採用した際に、健康保険と厚生年金保険に加入していないことを伝え、各人で国民健康保険及び国民年金に加入するよう説明を行っていた。」旨陳述しているところ、B市の回答又はオンライン記録によると、請求者は、請求期間において、国民健康保険と国民年金の両方の被保険者となっている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1500730 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1500240 号

#### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和36年11月から昭和43年7月まで

A社に昭和 36 年 11 月から昭和 43 年 7 月まで正社員として勤務し、B業務、C業務等に 従事したが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

社会保険料が控除されていたことを給与明細書で確認して、家計簿にも記帳していたので、それらの資料は残っていないが、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 判断の理由

A社における複数の元同僚の陳述から、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成16年8月に破産しており、同社の元代表取締役及び社会保険事務担当者は既に死亡している上、同社の元取締役は、「請求期間当時の資料は保存しておらず、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無については不明である。」旨回答している。

また、A社の請求期間当時における厚生年金保険の取扱いについて、複数の元同僚が、「厚生年金保険に加入しない従業員がいた。」旨陳述しているところ、オンライン記録により確認できる請求期間当時の同社の厚生年金保険被保険者数は、複数の元同僚が記憶する同時期の同社の従業員数よりも相当少ない。

さらに、オンライン記録によると、複数の元同僚は、自身が記憶する入社日よりも相当期間経過した後に、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得している上、このうち、請求期間より前の昭和35年に同社に入社したとする元同僚は、「当時、社会保険事務担当者から、強制的に厚生年金保険に加入しなければならなくなった旨の説明があり、その時点で厚生年金保険に加入した。」旨陳述しているところ、当該同僚を含む39人が、請求期間より後の昭和48年3月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることを踏まえると、請求期間当時、同社では、従業員が入社した際に漏れなく厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、請求者の被保険者記録は 見当たらない上、請求期間における健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。